

取引登録審査申請要領（変更申請用）

大阪市高速電気軌道株式会社

工事請負、測量・建設コンサルタント等、物品供給・業務委託、各部購入の取引登録審査申請済みの内容に変更があった方は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）に次の方法により申請してください。

1 必要資格

大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員、又は同条（大阪府は第2条四、大阪市は第2条（3））に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしていないこと。

2 受付時間

平日の9：00～12：00、13：00～17：00

3 申請書類の提出

審査業務を円滑にするため、取引情報登録シート【エクセルファイル】を送信後、概ね7日以内に送付（持参）してください。

4 申請方法

(1) 当社のホームページから取引情報登録シート【エクセルファイル】をダウンロードしてください。

＜ホームページアドレス＞

https://www.osakametro.co.jp/contract/page/cyoutatsukeiyaku_shinseiyou20210401ikou.php

(2) 必要事項を次の順番で取引情報登録シートに入力し、送信先アドレスに送信してください。

＜送信先アドレス keiyaku-1@osakametro.co.jp＞

ア 「取引登録申請シート」【エクセルワークシート】

すべての項目について入力してください。

ただし、本社・本店で契約する場合、「支社・支店・営業所情報」を入力しないでください。また、支社・支店・営業所で契約する場合、「本社・本店情報」は必ず入力してください。

イ 「債権・債務情報登録シート」【エクセルワークシート】

「取引登録申請シート」に入力されたデータが、各項目に連携されますので、未入力の項目のみすべて入力してください。

(3) 次の書類を「6 提出先、問合せ先」に郵送又は持参にて提出してください。

以下の申請書は、会社の代表者又は受任者で申請してください。

ア 「取引登録審査申請に必要な書類」【ワードファイル】

これにより提出書類に不足がないか確認してください。必要事項を入力後、印刷してください。

イ 「取引登録審査申請書」【ワードファイル】

代表者で申請する場合は、代表者欄に必要事項を入力後、印刷し、実印又は使用印を押印し、契約上の受任者欄には記入しないでください。

受任者を代理人と定める場合は、契約上の受任者欄に記載押印してください。

ウ 「使用印鑑届」【ワードファイル】

(ア) 必要事項を入力後、印刷し、実印、使用印、請求印を押印してください。

(イ) 実印及び使用印は契約手続き等に使用する印鑑を届けてください。

(ウ) 実印及び使用印については、

本店登録の場合は代表者の役職名又は氏名

支店登録をする場合は受任者の役職名又は氏名

が表示されたものに限りま

※ 実印であっても役職名又は氏名が表示されていないものは使用印とすることができません。この場合は別の使用印鑑を登録してください。また、社名や部署名のみ印鑑も使用印とすることはできません。なお、ゴム印は不可とします。

(エ) 請求印は、代金の請求・受領の際に使用する印鑑を届けてください。

使用印と同じ印、又は社印（角印）など法人名・商号名・団体名が表示されたもので差し支えありません。

エ 「印鑑証明書」（法人の場合）又は「印鑑登録証明書」（個人の場合）

発行日から3か月以内の原本に限りま

オ 「取引情報登録シート（取引登録申請シート）＜印刷提出用＞」【エクセルシート】

「取引登録申請シート」【エクセルシート】に入力されたデータが、各項目に連携されますので、それを確認して「印刷1～2」をA4で印刷してください。

カ 「取引情報登録シート（債権・債務情報登録シート）＜印刷提出用＞」【エクセルシート】

「債権・債務情報登録シート」【エクセルシート】に入力されたデータが、各項目に連携されますので、それを確認して「印刷3～4」をA4で印刷してください。

キ 「大阪府税（全税目）の納税証明書

発行日から3か月以内の原本またはコピーをお願いします。

納税書の種類は、「府税（全税目）及びその附帯徴収金に未納の徴収金がないことの証明書」になります。

また、大阪府に納税していない場合は納税地のもの

ク 履歴事項全部証明書

発行日から3か月以内の原本またはコピーをお願いします。

個人の場合は、住民票記載事項証明書その他本人の住所を証する書類

ケ 営業について必要となる免許等を証する書類

申請する取引において法令等の規定により、営業について免許等を必要とする場合は、それを証する書類の原本またはコピーをお願いします。

(4) 当社で変更申請の入力内容を確認させていただきます。この際、入力内容等に不備のある場合は、メール、電話等で確認の連絡をすることがあります。

5 注意事項

- (1) 申請内容の重要な事項について虚偽の申告をした場合には、入札参加資格の承認を受けられません。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 申請行為（電子メールでのデータ送付及び提出書類の送付（持参））は複数回しないようにしてください。また、当社の承諾なく複数回の申請行為や指定様式以外のものを使用した場合は、申請が無効となることがありますので十分注意してください。
- (3) 申請内容に変更が生じた場合は、必ず変更申請手続きを行ってください。
- (4) 法人化・会社合併・会社分割・事業譲渡による変更が生じた場合も、必ず変更申請手続きを行ってください。

6 提出先、問合せ先

〒550-8552

大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市高速電気軌道株式会社 3階

株式会社大阪メトロサービス グループ連携事業本部シェアードサービス事業部

経理・調達サービス課(契約・資材担当)

電話 06-6585-6271（平日 9：00～12：00及び13：00～17：00）